

公 告

県営土地改良事業の計画を変更したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、以下の事項を記載した書類とともに、この旨を公告する。

令和8年1月19日

徳島県知事 後 藤 田 正 純



- 1 変更しようとする土地改良事業の地区及び名称
三野西部地区 中山間地域農村活性化総合整備事業
- 2 変更後の土地改良事業計画概要
（変更後の土地改良事業計画概要書については、三好市役所に備え付け閲覧に供する。）